

競争入札参加資格者指名停止事務処理要領

平成 4年 9月11日 局総第 461号
最終改正 平成25年 3月29日 局総第2004号

(趣旨)

第1 道が発注する工事又は製造の請負、物件の購入その他の契約に係る指名競争入札に参加する資格を有する者（以下「資格者」という。）の指名停止の事務処理については法令等に別段の定めがあるものを除くほか、この要領に定めるところによるものとする。

(指名停止)

第2 知事は、資格者が別表第1又は別表第2の各項に掲げる停止要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、当該資格者について指名停止を行うものとする。

2 知事が指名停止を行ったときは、支出負担行為担当者等（北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第2条第8号に規定する契約担当者、同条第9号に規定する支出負担行為担当者及び同規則第9条第3項に規定する支出負担行為に相当する行為を行う者。以下同じ。）は、指名競争入札の参加者の指名を行うに際し、当該指名停止に係る資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(指名停止の期間の特例)

第3 資格者が1の事案により別表各項の停止要件の2以上に該当したときは、当該停止要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 資格者が次のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各項に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1箇月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第1項から第8項まで又は第9項から第21項（別表第2にあっては第19項）までの停止要件に係る指名停止の期間の満了後1箇年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ同表第1項から第8項まで又は第9項から第21項（別表第2にあっては第19項）までの停止要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第9項から第11項まで又は第12項から第17項までの停止要件に係る指名停止の期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、それぞれ同表第9項から第11項まで又は第12項から第17項までの停止要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 知事は、資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 知事は、資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさ

せたため、別表各項及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

- 5 知事は、指名停止の期間中の資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各項及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 知事は、別表第12項又は第15項の停止要件に該当し、指名停止を行った資格者について、当該停止の期間が満了している場合において、当該事案について極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の指名停止の期間を変更したと想定した期間から、当初の指名停止の期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができる。
- 7 知事は、指名停止の期間中の資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該資格者について指名停止を解除するものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第4 知事は、第2第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 知事は、第2第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 知事は、第2第1項又は前2項の規定による指名停止に係る資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

4 知事は、指名停止の期間中の資格者に対し、第3第5項の規定による指名停止の期間の変更を行うときは、前3項の規定により指名停止を行った下請負人、共同企業体の構成員又は共同企業体に対し、第3第5項の規定により指名停止の期間の変更をした資格者の変更後の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止の期間の変更を行うものとする。

5 知事は、指名停止の期間中の資格者に対し、第3第6項の規定による指名停止の解除を行うときは、第1項から第3項までの規定により指名停止を行った下請負人、共同企業体の構成員又は共同企業体に対し、第3第6項の規定により指名停止の解除を行った資格者と併せて指名停止の解除を行うものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第5 支出負担行為担当者等は、指名停止の期間中の資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ知事の承認を受けたときはこの限りではない。

(下請等の禁止)

第6 支出負担行為担当者等は、指名停止の期間中の資格者が当該支出負担行為担当者等の

契約に係る工事等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。
(停止要件該当者の報告等)

第7 部局長（北海道財務規則第2条第4号に規定する部局長をいう。以下同じ。）（教育長及び警察本部長を除く。）及び地方部局長（北海道財務規則第2条第5号に規定する地方部局長をいう。以下同じ。）は、当該部局長及び地方部局長の所管（北海道財務規則第213条の3及び付則第9項の規定に基づき依頼された物品の購入等の事務については、当該依頼を受けた総合振興局長及び振興局長の所管とみなす。）に係る事項に関し、別表の停止要件に該当する者があると認めるときは、速やかに競争入札参加指名停止内申書（別記第1号様式。以下「内申書」という。）により主管の部長等（北海道財務規則第2条第1号に規定する部長等をいう。以下同じ。）（教育長及び警察本部長を含む。）に報告するものとする。

2 部長等（教育長及び警察本部長を含む。）は、前項の規定による報告を受理したときは、直ちに、内申書を審査担当部長等（競争入札参加資格関係事務取扱要領（昭和48年4月2日付け局総第112号副出納長通達「競争入札参加資格関係事務取扱要領の制定について」）第2の1の(3)の表の右欄に規定する審査担当部長等をいう。以下同じ。）に送付するものとする。

3 部長等（教育長及び警察本部長を含む。）は、当該部長等の所管（北海道財務規則第204条の19及び第204条の20の規定に基づき依頼された公有財産の取得等の事務並びに第213条の2及び第213条の3の規定に基づき依頼された物品の購入等の事務については、当該依頼を受けた建設部長又は出納局長の所管とみなす。）に係る事項に関し、別表の停止要件に該当する者があると認めるときは、前項の規定の例によるものとする。

(指名停止の審査)

第8 審査担当部長等は、第7第2項の規定により、内申書を受理したときは、速やかに当該内申に係る事項につき必要に応じその事実を調査確認等の上、当該内申書に意見を付して競争入札参加者審査委員会に送付するものとする。

2 審査担当部長等は、前項により送付した事件につき、競争入札参加者審査委員会から審議結果の通知があったときは、当該資格者の競争入札への参加指名の停止及びその期間について知事の決定を受けるものとする。

(指名停止等の通知)

第9 審査担当部長等は、第8第2項の規定による知事の決定を受けたときは、資格者に対し競争入札参加指名停止書（別記第2号様式その1）により、関係の部長等、部局長及び地方部局長に対し競争入札参加資格者指名停止通知書（別記第3号様式その1）により通知するものとする。

2 審査担当部長等は、第8第2項の規定による知事の決定を受けたもののうち、第4第3項の規定により指名停止に係る資格者を構成員に含む共同企業体に対し指名停止の決定を受けたものについては、指名停止となる当該構成員から、当該共同企業体についても指名停止となる旨を周知させることができる。

(指名停止期間の変更及び指名停止の解除)

第10 第7、第8及び第9の規定は、指名停止期間の変更及び指名停止の解除の場合について準用する。この場合において、資格者に対し指名停止期間の変更にあつては競争入札参加指名停止期間変更通知書（別記第2号様式その2）により、指名停止の解除にあつては競争入札参加指名停止解除通知書（別記第2号様式その3）により通知するものとし、関係の部長等、部局長及び地方部局長に対し、指名停止の期間の変更にあつては競争入札参加資格者指名停止期間変更通知書（別記第3号様式その2）により、指名停止の解除にあつては競争入札参加資格者指名停止解除通知書（別記第3号様式その3）により通知するものとする。

（指名停止の決定前における措置）

第11 審査担当部長等は、第8第2項の規定に基づく指名停止の決定前において別表の停止要件に該当することとなる資格者を指名競争入札に参加させないこととする必要がある場合は、その旨を決定することができる。この場合において審査担当部長等は、速やかに関係の部長等及び部局長に対し当該決定の内容を通知するものとする。

2 審査担当部長等は、前項の決定をしようとするときは、あらかじめ、競争入札参加者審査委員会の委員長たる副知事（副知事が不在の場合は、競争入札参加者審査委員会の委員たる建設部長）に協議するものとする。

（要領及び指名停止の公表）

第12 部長等、部局長及び地方部局長は、それぞれ閲覧場所を定めて、この要領を公表するものとする。

2 第9の規定により指名停止の通知を受けた関係の部長等、部局長及び地方部局長は、前項の閲覧場所において、遅滞なく、当該指名停止に係る競争入札参加指名停止通知書の写しを公表するものとする。この場合において、公表期間は、当該指名停止の期間とする。

（経過措置）

第13 この要領の施行前において指名停止基準（昭和48年4月2日付け局総第111号副出納長通達「競争入札参加資格関係事務処理要綱の制定について（依命通達）」。以下「旧基準」という。）により指名停止を受けた者については、当該指名停止の期間が経過することとなる日までの間は、なお従前の例による。

2 旧基準に該当した者で、この要領の施行の日までにその措置の決定をしていない者については、この要領により取り扱うものとする。

別表第 1

建設工事請負契約に係る指名停止基準

停 止 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 道の発注する工事の請負契約に係る競争入札の執行の際に提出させる条件付一般競争入札参加資格審査申請書(添付資料を含む。)その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 6 箇月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 道と締結した請負契約に係る工事(以下この表において「道発注工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 6 箇月以内</p>
<p>3 道内における工事で前項に掲げるもの以外のもの(以下この表において「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 3 箇月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第 2 項に掲げる場合のほか、道発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2 週間以上 4 箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 道発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 6 箇月以内</p>

停 止 要 件	期 間
<p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1箇月以上 3箇月以内</p>
<p>7 道発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2週間以上 4箇月以内</p>
<p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(贈賄)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2週間以上 2箇月以内</p>
<p>9 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、道の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 資格者である個人又は資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)</p> <p>(2) 資格者の役員又は支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>12箇月以上 24箇月以内</p> <p>9箇月以上 18箇月以内</p>

停 止 要 件	期 間
(3) 資格者の使用人で(2)に掲げる者以外 のもの（以下「使用人」という。）。	6箇月以上 12箇月以内
10 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、道 内の他の公共機関の職員に対して行った贈 賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経な いで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から
(1) 代表役員等	6箇月以上 18箇月以内
(2) 一般役員等	4箇月以上 12箇月以内
(3) 使用人	2箇月以上 6箇月以内
11 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、道 外の他の公共機関の職員に対して行った贈 賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経な いで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から
(1) 代表役員等	4箇月以上 12箇月以内
(2) 一般役員等	2箇月以上 6箇月以内
(3) 使用人	1箇月以上 3箇月以内
(独占禁止法違反行為)	
12 道発注工事に関し、私的独占の禁止及び 公正取引の確保に関する法律（昭和22年法 律第54号。以下「独占禁止法」という。） 第3条又は第8条第1号の規定に違反し、 工事の請負契約の相手方として不相当であ ると認められるとき。	当該認定をした日から 9箇月以上 18箇月以内

停 止 要 件	期 間
<p>13 道内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 4箇月以上 18箇月以内</p>
<p>14 道外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3箇月以上 12箇月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p>	
<p>15 道発注工事に関し、資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 9箇月以上 24箇月以内</p>
<p>16 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、道内における競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 4箇月以上 24箇月以内</p>
<p>17 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、道外における競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2箇月以上 12箇月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p>	
<p>18 道発注工事に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2箇月以上 9箇月以内</p>

停 止 要 件	期 間
<p>19 前項に掲げる場合のほか、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 9 箇月以内</p>
<p>20 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 12 箇月以内</p>
<p>21 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が、禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 9 箇月以内</p>

別表第2

建設工事請負契約以外の契約に係る指名停止基準

停 止 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 道の発注する契約に係る競争入札の執行の際に提出させる入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1箇月以上 6箇月以内</p>
<p>(過失による粗雑な契約履行)</p> <p>2 道と締結した契約（以下この表において「道発注契約」という。）の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1箇月以上 6箇月以内</p>
<p>3 道内における契約で前項に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般契約」という。）の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1箇月以上 3箇月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2項に掲げる場合のほか、道発注契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2週間以上 4箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 道発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1箇月以上 6箇月以内</p>

停 止 要 件	期 間
<p>6 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故)</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上 3箇月以内</p>
<p>7 道発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上 4箇月以内</p>
<p>8 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(贈賄)</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上 2箇月以内</p>
<p>9 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、道の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 資格者である個人又は資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)</p> <p>(2) 資格者の役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)</p>	<p>当該認定をした日から 12箇月以上 24箇月以内</p> <p>9箇月以上 18箇月以内</p>

停 止 要 件	期 間
(3) 資格者の使用人で(2)に掲げる者以外 のもの（以下「使用人」という。）。	6 箇月以上 12箇月以内
10 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、道 内の他の公共機関の職員に対して行った贈 賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経な いで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から
(1) 代表役員等	6 箇月以上 18箇月以内
(2) 一般役員等	4 箇月以上 12箇月以内
(3) 使用人	2 箇月以上 6 箇月以内
11 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、道 外の他の公共機関の職員に対して行った贈 賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経な いで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から
(1) 代表役員等	4 箇月以上 12箇月以内
(2) 一般役員等	2 箇月以上 6 箇月以内
(3) 使用人	1 箇月以上 3 箇月以内
(独占禁止法違反行為)	
12 道発注契約に関し、私的独占の禁止及び 公正取引の確保に関する法律（昭和22年法 律第54号。以下「独占禁止法」という。） 第3条又は第8条第1号の規定に違反し、 契約の相手方として不適當であると認めら れるとき。	当該認定をした日から 9 箇月以上 18箇月以内

停 止 要 件	期 間
<p>13 道内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 4箇月以上 18箇月以内</p>
<p>14 道外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3箇月以上 12箇月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p>	
<p>15 道発注契約に関し、資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 9箇月以上 24箇月以内</p>
<p>16 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、道内における競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 4箇月以上 24箇月以内</p>
<p>17 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、道外における競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2箇月以上 12箇月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p>	
<p>18 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1箇月以上 12箇月以内</p>

停 止 要 件	期 間
19 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が、禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上 9箇月以内